

別表第三十六類の項下欄第二十一号中、「有価証券等精算取次ぎ」を、「有価証券等清算取次ぎ」に改め、同項下欄第三十一号中、「骨董品の評価」を、「骨董品の評価 中古自動車の評価」に改め、同項下欄第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 紙幣又は硬貨計算機の貸与 現金支払機又は現金自動預け払い機の貸与

別表第三十七類の項下欄第二号中、「建築設備の運転」を、「建築設備の運転、点検又は整備 建築工事に係る助言」に改め、同項下欄第五号中、「化学機械器具の修理又は保守」を、「化学機械器具の修理又は保守 化学プラントの修理又は保守」に、「ガラス器製造機械の修理又は保守 機械式駐車装置の修理又は保守」を、「ガラス器製造機械の修理又は保守 原子力発電プラントの修理又は保守 機械式駐車装置の修理又は保守」を、「業務用加熱調理機械器具の修理又は保守 自動車駐輪器具の修理又は保守」に、「写真機械器具の修理又は保守」を、「写真機械器具の修理又は保守 集積回路製造装置の修理又は保守」に、「事務用機械器具の修理又は保守」を、「事務用機械器具の修理又は保守 水質汚濁防止装置の修理又は保守」に、「電動機の修理又は保守」を、「電動機の修理又は保守 動力付床洗浄機の修理又は保守」に改め、同項下欄第六号中、「かばん類又は袋物の修理」を、「かばん類又は袋物の修理 看板の修理又は保守」に、「なぐ類の修理又は保守」を、「鍋類の修理又は保守」に改め、同項下欄第九号中、「電話機の消毒」を、「医療用機械器具の殺菌又は滅菌 電話機の消毒」に改め、同項下欄第十号中、「モップの貸与」を、「モップの貸与 衣類乾燥機の貸与 衣類脱水機の貸与」に改める。

別表第三十八類の項下欄第二号中、「有線テレビジョン放送」を削る。
別表第三十九類の項下欄第七号中、「主催旅行の実施」を、「企画旅行の実施」に改め、同項下欄第十号中、「駐車場の提供」を、「駐車場の提供 駐車場の管理」に改め、同項下欄第十一号中、「車いすの貸与」を、「機械式駐車装置の貸与 車椅子の貸与」に改め、同号の次に次の一号を加える。
十二 自動車の運転の代行 信書の送達 道路情報の提供 引越の代行 有料道路の提供

別表第四十類の項下欄第三号中、「紙の加工」を、「紙の加工 義肢又は義歯の加工」に、「剥製」を、「竹木皮、とう、つる又はその他の植物性基礎材料の加工 剥製」に改め、同項下欄第四号中、「写真の焼付け」を、「写真のプリント」に改め、同項下欄第七号中、「廃棄物の再生」を、「核燃料の再加工処理 浄水処理 除染 廃棄物の再生」に改め、同項下欄第八号中、「グラビア製版」を、「グラビア製版 印章の彫刻」に改め、同項下欄第九号中、「石版印刷」を、「石版印刷 デジタル印刷」に改め、同項下欄第十号中、「化学機械器具の貸与 家庭用ルームクーラーの貸与 ガラス器製造機械の貸与」を、「化学機械器具の貸与 加湿器の貸与 家庭用暖冷房機の貸与 ガラス器製造機械の貸与」に、「写真の現像用、焼付け用、引き伸ばし用又は仕上げ用の機械器具の貸与」を、「写真の現像用、写真の現像用、プリント用、引き伸ばし用又は仕上げ用の機械器具の貸与 浄水装置の貸与」に、「廃棄物破砕装置の貸与」を、「廃棄物破砕装置の貸与 発電機の貸与」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一 材料処理情報の提供

別表第四十一類の項下欄第二号中、「動物の調教」を、「献体に関する情報の提供 献体の手配 セミナーの企画、運営又は開催 動物の調教」に改め、同項下欄第三号中、「河魚の供覧」を「河魚の供覧」に改め、同項下欄第四号中、「電子出版物の提供」を、「書籍の制作 電子出版物の提供」に改め、同項下欄第八号から第十一号までを次のように改める。

八 興行の企画、運営又は開催（映画、演劇、音楽の演奏、スポーツ、競馬、競輪、競艇又は小型自動車競走の興行に関するものを除く。） 当せん金付証券の発売
九 映像機器、音声機器等の機器であって放送番組の制作のために使用されるものの操作 通訳 翻訳

十 教育、文化、娯楽又はスポーツ用ビデオの制作（映画、放送番組又は広告用のものを除く。）
写真の撮影 放送番組の制作における演出
十一 映画、演劇、音楽又は教育研修のための施設の提供 音響用又は映像用のスタジオの提供

別表第四十一類の項下欄第十五号中、「光学機械器具の貸与」を、「光学機械器具の貸与 書画の貸与」に、「図書の貸与」を、「図書の貸与 ネガフィルムの貸与 ポジフィルムの貸与」に改める。

別表第四十三類の項下欄第五号中、「カーテンの貸与」を、「おしぼりの貸与 カーテンの貸与」に、「加熱器の貸与」を、「加熱器の貸与 加熱調理機械器具の貸与」に、「敷物の貸与」を、「敷物の貸与 食器の貸与」に、「布団の貸与」を、「布団の貸与 まくら」の貸与 毛布の貸与」に改める。
別表第四十五類の項下欄第八号中、「占い」を、「占い 身の上相談」に改め、同項下欄第十一号中、「火災報知器の貸与」を、「火災報知器の貸与 金庫の貸与」に、「消火器の貸与」を、「消火器の貸与 装身具の貸与」に改める。

附 則

(施行期日)
この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。
（係属中の商標登録出願等に係る経過措置）
この省令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

告 示

内閣府
○総務省告示第一号
内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十七条第二項及び内閣府設置法（昭和二十二年法律第二十号）第二十五条第二項の規定に基づき、平成二十三年十月一日現在の行政機関の組織を次のとおり告示する。
平成二十三年十一月五日
内閣総理大臣 野田 佳彦
総務大臣 川端 達夫

1 内閣府
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
内閣官房副長官 3
内閣府副大臣 3
内閣府大臣政務官 3
事務次官

1 本府
内閣府審議官 2

A 内部部局
大臣官房 1 官房長、総括審議官、政策評価審議官、少子化・青少年対策審議官、審議官16、参事官6、総務課、人事課、会計

B 重要政策に関する会議
経済財政諮問会議
総合科学技術会議
中央防災会議
男女共同参画会議

C 審議会等
民間資金等活用事業推進委員会
官民競争入札等監視委員会
事務局
食品安全委員会
事務局
独立行政法人評価委員会
公文書管理委員会
中央障害者施策推進協議会
原子力委員会
原子力安全委員会
事務局
地方制度調査会
選挙制度審議会
衆議院議員選挙区画定審議会

課、企画調整課、政策評価広報課、市民活動促進課、公文書管理課、政府広報室、厚生管理官
政策統括官 7 [参事官 35]
賞励局 [総務課、審査官 3]
男女共同参画局 [総務課、調査課、推進課]
沖縄振興局 [総務課、参事官 4]
C 審議会等
民間資金等活用事業推進委員会
官民競争入札等監視委員会
事務局
食品安全委員会
事務局
独立行政法人評価委員会
公文書管理委員会
中央障害者施策推進協議会
原子力委員会
原子力安全委員会
事務局
地方制度調査会
選挙制度審議会
衆議院議員選挙区画定審議会